第１　事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等に関する事項	第１　事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等に関する事項
１　事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施に係る一般的取組	１　事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施に係る一般的取組
事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、自らの事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。	事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、自らの事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置及び運転等の状況を適切に把握すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出の量を把握することが望ましい。	⑶　事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置及び運転等の状況を適切に把握すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量を把握することが望ましい。
⑷　事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用等に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用することが望ましい。	⑷　事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用することが望ましい。
⑸　事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、温室効果ガスの排出の量のより少ない設備の選択及び使用方法への変更に関する将来的な見通し及び計画を策定すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出削減等について第２に規定する措置と併せて、将来的な見通し及び計画策定をすることが望ましい。	⑸　事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、温室効果ガスの排出の量のより少ない設備の選択及び使用方法への変更に関する将来的な見通し及び計画を策定すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出削減等について第２に規定する措置と併せて、将来的な見通し及び計画策定をすることが望ましい。
⑹・⑺　（略）	⑹・⑺　（略）
⑻　⑸の措置の検討に当たっては、温室効果ガスの排出削減等のほか、資源の持続可能な利用、廃棄物等の発生抑制、資源循環の促進、汚染の防止、生物多様性の保全等にも資するものとすることが望ましい。	⑻　⑸の措置の検討に当たっては、温室効果ガスの排出削減等のほか、資源の持続可能な利用、廃棄物等の発生抑制及び資源循環の促進にも資するものとすることが望ましい。
⑼～⑾　（略）	⑼～⑾　（略）
⑿　資材、原材料及び部品の調達に当たっては、カーボンフットプリント（製品等のライフサイクルを考慮した温室効果ガス排出量をいう。以下同じ。）が算定、削減及び開示されているもの又は温室効果ガスの排出の量の削減に資する投資によって生み出された製品単位の排出削減量が大きいものを選択することが望ましい。	（新設）
⒀　製品の設計及び製造においては、自ら製造する製品が事業の下流工程における温室効果ガスの排出の量の削減に貢献することが望ましい。	（新設）
⒁　⑴から⒀までに規定する取組の内容、実施状況及びその効果について、関係する事業者又は国民への情報の提供に努めること。	⑿　⑴から⑾までに規定する取組の内容、実施状況及びその効果について、関係する事業者又は国民への情報の提供に努めること。
２　（略）	２　（略）
３　事業活動に伴い特定の業種において主に使用される設備に関する温室効果ガスの排出削減等に係る措置	３　事業活動に伴い特定の業種において主に使用される設備に関する温室効果ガスの排出削減等に係る措置
事業者は、次に掲げる事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択し、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。具体的には、第１の１及び２に掲げる措置のほか、次に示す業種及び設備ごとに、それぞれ次に示す措置その他の必要な措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。	事業者は、次に掲げる事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択し、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。具体的には、第１の１及び２に掲げる措置のほか、次に示す業種及び設備ごとに、それぞれ次に示す措置その他の必要な措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。